

「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえ、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことも可能とすること等を内容とする「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール (kikaku@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年5月17日（金）から 令和6年6月15日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)アについての意見…。

〈 参 考 〉

別紙 1 及び別紙 2 のほかに、「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について、案文を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の案文中の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第55条及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2第2号

3 改正の概要

(1) 書面掲示に係る規定の改正

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とする。

(2) 専任に係る規定の改正

警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の一部を改正し、基地局ごとに専任の者を置くこととされている機械警備業務管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とする。

(3) その他

その他所要の改正を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。

1 命令等の題名

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号及び第8項、第23条第6項、第28条及び第42条第2項第1号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第11項及び第48条並びに警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第50条第4項及び第51条第2項

3 改正の概要

(1) 書面掲示に係る規定の改正

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の一部を改正し、都道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、インターネットの利用により行うことを可能とする。

(2) 専任に係る規定の改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）の一部を改正し、営業所ごとに専任の者を置くこととされている管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とする。

(3) 対面講習に係る規定の改正

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）の一部を改正し、対面で実施することが想定されている講習について、オンラインにより実施することを可能とする。

(4) その他

その他所要の改正を行う。

4 施行期日

公布の日から施行する。